

修学資金Q&A (R6年度版)

1 高等学校

照会事項	考え方
1 稚内高校衛生看護科(3年間)修了後に同校専攻科に進学する場合、同校専攻科の入学金は入学支度金の対象となるか。	高等学校に置かれた専攻科への進学は、高校卒業後、新たに専攻科に入学するものと解されるので、対象となる。 ※専攻科:高等学校を卒業した者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として設置されたもの(学校教育法第58条)。
2 工業高等専門学校(5年間)終了後に同校専攻科に進学する場合、同校専攻科の入学金は入学支度金の対象となるか。	高等専門学校に置かれた専攻科 [※] への進学は、高等専門学校卒業後、新たに専攻科に入学するものと解されるので、対象となる。 ※専攻科:高等専門学校を卒業した者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として設置されたもの(学校教育法第119条)。
3 吹奏楽部の特待生として高校に入学した場合、部活動に係る経費は補助対象経費として認められるか?	参加が任意な部活動に係る経費は対象外であるが、特待生で活動が「必須」ならば認める。認める場合は、他の経費と同様に、学校側から出されている通知文等で、必須の経費であることを確認する必要がある。 なお、特待生の場合でも、消耗品や生活用品(肌着類、サポーター類、ドリンク類、ユニフォームではないシューズ類、ホッケーの替え刃等)は対象外となる。吹奏楽の場合、楽器が学校から貸与される場合は対象外となる。
4 申請者が「クラスポロシャツ2,250円」の領収証を添付してきた。クラス全員が購入するものであるということであれば、教科外活動費に含めて支出してもよいか。	書面で学校から購入要請がある場合など、修学に必須であると認められる場合に限り対象して差し支えない。
5 修学旅行資金として、1年時の10月から2年時の8月まで、毎月一定額を積み立てる。1年時に申請していなかった積立て分を2年時の申請で補助することは可能か。	過年度支出分の積立金を現年度に含めることは認められない。
6 補助金の増額変更は認められるのか。スポーツ特待生のクラブ活動経費(スキーなど)の中には、申請時に経費が確定していないものがある。	申請時に経費の額が算定できないものについては例外的に増額変更を認めても差し支えないが、道予算執行上の観点から、前年度実績を参照するなどして申請時に可能な範囲で所要額を把握するよう努めていただきたい。 なお、道の予算執行の都合上、追加の交付決定ができない場合もあり得ることから、増額変更を使用とする場合は、必ず事前に本庁に相談すること。
7 スポーツの奨学生(授業料が減免される)となった場合は、全員が合宿所に入居しなければならないことになっているが、いわゆる「寮費」は、貸付対象になるか。	対象外とする。 自宅から遠距離であるために、寮やアパートで暮らさなければならない生徒・学生の寮費は補助対象外としており、それと同様の考え方である。
8 修学旅行に係る経費は、年度途中で学校から積立ての案内がされることが多いため、申請期限である6月時点では、前年度の実績等を基に概算で計上している。修学旅行経費については、例えば11月中旬に相当分の増額申請をさせるようにして、1月概算払の時点で追加交付するという方法にするのがよいのではないか。	道予算の執行管理上、6月時点で相当程度確かな年間所要額を把握する必要があることから、現状の取扱いとさせていただきます。
9 修学旅行に要する費用が12万円であり、同額を交付決定したが、その後、町教委が修学旅行参加者に一律5万円を助成していることが判明した。この場合、5万円は返還対象になるか。	高等学校等進学奨励費補助金交付取扱い要領第6により、他の制度と同一の補助対象経費に重複支給はできないこととされている。 しかしながら、本件のように、町教委が「修学旅行参加者に一律」に助成を行っている場合は、本制度との併用を認めて差し支えない。 左問においては、申請者が負担していない5万円については、当然返還させる必要がある。 また、こうした助成制度があることが判明している場合は、仮に12万円の交付申請があっても、そこから助成額を差し引いた額を交付決定すべきである。
10 本年10月から「池上学院高等学校」に入学する予定のアイヌ子弟がいるが、今年度、この子弟に高等学校等進学奨励費補助金を支給することはできるか。 高等学校等進学奨励費補助金については、例年、申請者から(総合)振興局への補助申請書の提出期限が6月中旬とされているが、そうすると、当該アイヌ子弟は6月時点では当該高等学校には在籍していないことから、補助金を交付することはできないと考えるが如何。	補助申請書の提出期限は、4月入学・進学を前提に、道予算の執行管理上の必要から設けた期限であることから、年度途中での入学を予定しているアイヌ子弟がいる場合など、この提出期限を一律に適用することが適当ではないケースもあり得るものと考え。 すなわち、本件においては、当該アイヌ子弟が入学する10月以降に交付申請を行わせ、その内容が適当と認められれば、交付決定を行うことができると考える。 なお、道予算の執行管理上は、6月時点で当該年度の執行上限額を固める必要があるため、当該アイヌ子弟の保護者に対し、補助金交付申請に係る書類一式を仮提出させるなどして所要見込額を把握し、振興局全体の所要額に加えて当方に報告していただきたい。
11 高校生の制服の夏服は補助対象経費として認められるか。	基本的には、判断対象となる経費が修学に「必須」であるか否かという視点から判断することになるが、学校生活において通常購入されるものと判断され、かつ、学校指定があるものについては対象として差し支えない。
12 交付決定に当たり、一部概算については概算により算定している(卒業アルバム・修学旅行代、特待生のクラブ経費など)が、その取扱いでよいか。	申請時に経費の額が確定できない場合はあり得る。そのような経費は、前年度実績等を参考に交付決定を行い、後日、必要があれば変更決定を行うこと。

13	概算に当たり、年間分の交付決定額を12で除して月当たりの補助額を算出しているが、実態としては、教科書代、PTA等各種経費等については、多くの学校で9月までに支払うことになっている。申請者が中途退学した場合、実績報告書の実績額を月割りで計算すると、申請者が実際に支出した金額との間に乖離が生じるが如何。	道(及び国)の要綱で月ごとの上限額が定められている中で補助額を決定していること、また、退学した場合はその時点で補助事業の完了となることから、既に支払済の補助金のうち退学後の月に係る分については、(申請者が支払った金額が返還されるか否かに関わらず)補助対象外として取り扱う(退学による不利益は申請者の負担)。
14	海外への修学旅行に際してパスポートを取得する必要がある場合、その取得費用は対象経費として認められるか。	パスポートは、「学校生活に限定されない」一般の生活関連用品(スキー、自転車等)と同じ性格を有するものと判断されるため、補助対象外。
15	高等学校等進学奨励費補助金について。補助対象経費に「学校給食費」は含まれるか？	含まれない。 飲食料などの生活消耗品類と判断されるため。
16	高等専門学校に通う生徒が、3年次で留年した。この場合、2度目の3年生ということとなるが、補助申請は可能か？	補助申請可能。 高等専門学校の正規修業年限は5年であり、今回のケースの場合、5年以内であるため。 なお、今後5年生(在学6年目)になった場合は、正規の修業年限を超えるため補助はできない。
17	高等学校等の補助対象経費について。参考書については「学校からの一覧等に掲載されているものを1教科1冊まで対象」となっているが、この一覧とは教科書のほかか？参考書のほかか？	参考書の一覧と考える。 当該経費については「その教科に対して、学校で推薦する参考書等の一覧があれば、そのうち1冊を購入する経費を補助対象としてもかまわない」というものである。
18	高等学校の専攻課に係る補助金については、高校補助金、専修学校補助金のどちらで申請を受けることが適当か。	高等学校専攻科については、学校教育法第48条において専修学校ではなく高等学校に分類されており、その修業年限は1年以上とされている。(専修学校については、同法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的としたものとなる(学校教育法(抄)) 入学支度金についてもその年度に専攻科に入学し、かつ在学する者であれば、補助対象となる。(Q&A1参照)
19	貸与型奨学金の返済が未納となっている家族がいる家庭への高等学校等進学奨励費補助金の給付について、新たに補助金を申請する対象者の申請を許可してもよいか	許可してもよい。 新たな申請者は高等学校進学奨励費補助金交付要綱が定める補助対象者に該当しているため。なお別家族の未納者には返還要求を行うこと。
20	養護学校に通学する生徒が修学旅行に参加するにあたり、付き添いとして親が同行する。それに伴い発生する費用について、高等学校等進学奨励費補助金の対象となるか。	対象とならない。 当該案件は特別支援教育就学奨励費の対象となるため、高等学校等進学奨励費補助金の範囲外となるため。
21	高等学校進学奨励費補助金の未納額について、消滅時効が完成した後納付された。時効完成前に債務者本人が返済について承認している場合、還付についての取扱はどうすべきか。	債務者本人が未済について承認している日を新たな起算日として、時効日も延長されるため欠損処理は不要。
22	アイヌ子弟大学等修学資金等貸与について。 ①大学卒業後、通信による大学院に入学する際、貸付対象となるか。 ②大学卒業後、通信による大学に再入学する際、貸付対象となるか。	①異なる種類の学校への入学になるため、対象とする。 ②貸付条例(貸付期間)第3条の2から、正規の年数を経過しているため対象外。

2 大学貸付金

	照会事項	考え方
1	札幌大学が実施するウレシバ奨学金制度を利用する学生は、アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度を利用できるか。	ウレシバ奨学金制度は、主として生活支援等を目的に支給されるものであり、特定の経費に用途が限定されたものではないことから、制度の変更がない限り、アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度と併用することが可能である。
2	「海技大学校」はアイヌ子弟大学等修学資金の対象となるか。	「海技大学校」は独立行政法人海技大学校法に基づき設置された施設であり、学校教育法に規定する大学又は短期大学ではないことから、対象とはならない。 「防衛大学校」等、「大学校」と称する他の学校や職業能力開発施設なども同様に判断する。
3	貸付条例第7条において「…返還することとなった後も大学等に在学することとなった場合は…返還の債務の履行を猶予することができる」と規定されているが、この「大学等」には、貸付時に在学していた大学とは異なる大学や大学院を含むか。	貸付時に在学していた大学とは異なる大学や大学院を含む。
4	大学貸付において、卒業後、収入がないために返還猶予を受けようとする場合の提出書類如何。	旧減免基準が適用される場合、判定は世帯単位で行う。家族と別居していても申請者と生計を一にする場合は同一世帯とする。 経済的に完全に独立している場合、新減免基準が適用される場合は、次のいずれかの書類を提出させる。 ・健康保険証のコピー（貸付者が被扶養者となっていることを確認する。国民健康保険は不可。） ・直近3ヶ月分の給与明細書のコピー（事業所名、貸付者の氏名、支給年月が明記されているもの。） ・貸付者本人の収入がわかる帳簿の直近連続3ヶ月分のコピー（自営業者の場合）
5	連帯保証人の要件如何。（父母でもよいか、同居・別居による制約はあるか、など。）	父母であっても、また、同居かどうかにかかわらず、経済的に問題がなければ、連帯保証人となり得る。条例第4条の2第1項の「独立の生計を営む成年人」とは、無資力でない経済的に自立した者という意味と解する。 なお、現在のところ、連帯保証人に対して、印鑑登録証明書や収入証明書を提出させることまでは求めていない。
6	大学の貸付対象経費は、高校・専修と基本的に同じと解してよいか。過去には、高校・高専では補助対象として認められない施設費・施設整備費について、貸付では認めていたようだが。	大学も高校・専修の取扱いに準じる。
7	大学貸付金について、貸付後の以下の手続について、今後、借受者との連絡調整は道（振興局）が行い、市町村（支部）経由では行わない旨、ある町から聞いたが如何。 ・借用証書、卒業届、貸付期間の延長、返還猶予、減免等	修学資金事務は本来、申請者と振興局が直接、事務手続を行うものであるが、生活相談員や役場には、「相談」の範疇で、可能な限り「協力」していただいているのが実情である。今後も引き続き役場と協議し、円滑な実施への協力を依頼することが望ましいと考えられる。
8	大学4年間分の貸付を受けた者が、その後大学院2年間分の貸付を受ける場合、大学4年間分の猶予期間の起算点はどちらの卒業からとなるのか。	大学4年間分と大学院2年間分は別個の債権であるため、大学卒業時点から起算することになる。
9	放送大学の正規の修業年限は何年間か（最長で10年間在学できるとなっている。）。	4年間である。なお、奨学金の支給は、申請者が全科履修生である場合に限り。 学校教育法第87条：大学の修業年限は、4年とする。 放送大学学則第18条：全科履修生の修業年限は、4年とする。
10	大学貸付の要綱第3には「平成23年4月1日以降、初めて貸付を受ける者は…連帯保証人1名を立てる」とあるが、昨年度に連帯保証人を立てた者は今年度は立てなくてよいのか。	最初の貸付時に立てた連帯保証人は、返還満了まで連帯保証人となることから、不要（誓約書には「次年度以降において引き続き修学資金の貸付を受ける場合にも、この誓約内容を守ります。」との記載がある。）。 なお、2年目以降の貸付に際しても、貸付申請書には連帯保証人についての記載を要するので、念のため。
11	北海学園大学への納入金のうち「大学諸費」は、補助対象経費として認められるか。	北海学園大学の「大学諸費」は、学生の課外活動のための経費であることから、補助対象外。
12	平成23年4月以降に修学資金を借り受けた者が、卒業後、「やむを得ない理由」により返済の猶予を受け、その後収入状況が改善し返済を開始したが、猶予期間終了後に失業等により困窮したときは、猶予を受けることができるか。	要綱第6の1(2)イ(ウ)により、(イ)と同様の取り扱いとなり、1年以内で当該理由が継続する期間、猶予を受けることができる。なお、その他困難理由による猶予期間の限度は、再度、5年間(60ヶ月)となる。
13	修学資金及び入学支度金を貸与した後、貸与者が退学した場合における、貸付決定の取消及び返還の根拠条文如何。	修学資金及び入学支度金の双方について、条例第5条第1号の規定に基づき貸付決定を取り消した上で、第6条第1項第2号の規定に基づき返還させることが適当と考える。
14	通学費について、平成24年度の取扱い要領では「大学等においては、全学年で10ヶ月分を基本とする」とされていたところ、平成25年度の取扱い要領ではこの記述が削除された。これは、12ヶ月分の定期券所要額の支給を認める趣旨と解してよいか。	大学生の場合、夏休み等の長期休暇期間中であっても、（特に理料系の学部においては）実習等がある、などの理由から、大学に通学することはあり得ると考えられる。 しかしながら、平成25年度改正の趣旨は、本来であれば10ヶ月分の定期券を購入しないにもかかわらず、10ヶ月分の定期券の購入に要する費用を申請する不適切な事例が散見されたことから、これを改めようとしたものであり、平成24年度に比し平成25年度の取扱いを緩めたわけではない。 したがって、12ヶ月分の定期券の申請があった場合、その必要性を申請者に確認するなどした上で、合理的な理由があるものと判断されない限り、「10ヶ月分を基本」として取り扱って差し支えない。

15	大学貸付における返還に関して、1回当たりの最低返済金額についての定めはあるか。 また、債務金額が僅少である場合であっても、返済期間を20年間として申請があった際には、これを受け入れなければならないのか。	返還金額の設定に当たっては、特段の事情のない限り、元金均等返済を基本として取り扱うようにする。 また、返済期間については、20年以内で償還するという債務者の期限の利益に制限を加えるような規定は存在しないが、債務者の理解を得て、社会通念上一般に適当と考えられる返済期間を設定するようしていただきたい。
16	返還の猶予申請について、猶予判定に用いることができる「直近3ヶ月分の給与明細」とは、「暦年の途中で就職という事由が発生した時からの3ヶ月」か、「猶予決定を行う時から遡って3ヶ月」か。	猶予決定を行う時から遡って3ヶ月と考える。
17	平成23年4月1日以前の新規借受者には、卒業等の後、生活困窮を理由に返還の猶予を受け、〇年間継続した場合との規定がないが、3年間猶予を継続した場合減免となるか確認したい。	貸付実施要綱第6-(1)イにより、H23年3月31日以前に貸付を受けた者の猶予は、「卒業(退学含む)の日から3年間」となっているため、3年経過時点で減免基準を満たす収入金額だったことを確認できれば、減免手続きとして差し支えない。
18	直近給与明細3ヶ月分を用いて年間所得を推計し、猶予判定却下となった者が、源泉徴収票の提出をもって猶予判定とされないかと問い合わせがあった。 当該源泉徴収票については、当事者が就職した直後ということもあり、4月から12月の9ヶ月分の所得までしか含まれていなかったが、これをもって猶予判定は可能となるか。	債務の履行猶予の判定に用いる収入は、年間(1月～12月)分となるため、4月～12月分の収入金額のみをもって年間収入と扱うことは不相当となる。 しかしながら、1年間のうちの就労期間が結果的に1年間に満たなかった場合、他に収入がない場合、その期間分の収入を年間収入として扱うことは差し支えない。あくまで「就労継続見込の状態にあるのに、年間収入を9ヶ月分として判定すること」は不相当となる。

3 専修学校

	照会事項	考え方
1	北海道エコ・動物自然専門学校(恵庭市恵み野西5-10-4)ペット学科は、専修学校等進学奨励費補助金交付要綱別表に掲げる学科のいずれに含まれるか。	別表4の「衛生関係」に含まれるものと解する。
2	専修学校A(2年制)を1年で退学し、その後、専修学校B(3年制)の1年生として入学した場合、B校では何年間補助できるか。	再入学したB校の正規の修業年限である3年間から、A校で補助した1年間で差し引いた2年間となる。
3	専修学校の通信課程は補助対象となるか。	ある専修学校・各種学校(及びその課程)が補助対象となるかどうかは、次の手順により確認する。 1. 当該学校・課程が道学事課の公表しているリストに掲載されているか。 2. 修学年限が1年以上であり、要綱別表に掲げる科目に該当するか(大学受験予備校や自動車学校は、別表に掲げる科目のいずれにも該当しないので不可)。
4	福祉関係の専修学校で、毎年、購入する必要がある実習服は対象経費として認められるか。 認められる場合、入学支度金となるのか、それとも修学資金となるのか。	1年目は入学支度金の被服代として補助対象となる。 2年目以降は、既存のものが使用できない場合、痛みが激しい場合などに限り修学資金の被服代として補助対象となる。

4 通学費補助金

	照会事項	考え方
1	通学費としてスクールバスが16,000円、JR定期が4,000円で計20,000円となる。進学奨励費(国庫補助)と通学費補助(道単)の関係は如何か。	通学費については、9,999円までは進学奨励費の補助対象となり、10,000円以上は通学費補助金で公共交通機関相当分が補助対象となる。本ケースでは、進学奨励費で9,999円(スクールバス充当)を補助し、通学費補助では対象経費計20,000円に対する補助基準額5,500円のうち、公共交通分(JR)である4,000円が補助額とする。
2	通学費補助金の対象経費が月10,000円～10,999円の場合は500円を支給することとなっているが、対象経費が10,500円未満の場合でも500円を支給してよいか。	当該補助金は「通学に要する経費」に対する補助であることから、対象経費が月10,000円～月10,499円の場合は、対象経費から1万円を減じた額を補助額とすること。【平成26年度要綱改正済】
3	高校3年生の3月は、実際にはほとんど登校しないが、通学費として12ヶ月分の定期乗車券代を補助できるか。大学生も、長期休暇のために8月と3月はほとんど登校しないが、どう取り扱うべきか。	高校3年生は、11ヶ月分の定期乗車券に相当する金額が補助対象経費の上限であると推定し、また、大学生は、10ヶ月分の定期乗車券に相当する金額が補助対象経費の上限であると推定する。しかしながら、申請内容が合理的かつ経済的であることが確認できるならば、推定金額を超える金額を補助対象経費と認めることも差し支えない。【No.53参照】
4	通学手段が一定でない(日によって、バスを利用したり、自家用車で送迎等)申請がなされた場合、公共交通機関分を補助対象とする扱いでよいか。	お見込みのとおり。
5	1ヵ月定期と3ヵ月定期の購入を比較した場合、補助基準額に差が生じるケースがある(一般に3ヶ月定期の方が安価)が、その場合の取扱い如何。	現時点では、申請者に安価な3ヶ月定期の購入を義務づけてはいない。定期券等の購入に当たっては、合理的かつ経済的な通学方法(経路)とし、最も経済的な方法により定期券等を購入すること。
6	新学期が始まり既に、申請者が4月分、5月分として、1ヵ月毎の定期券等を既に購入している場合の扱いについて。	特に1年生の場合は、制度について承知していない場合も想定されるため、やむを得ないものとして扱うが、その場合、直近、次の機会に定期券等を購入する場合は、最も経済的な定期券等を購入するように促すこと。
7	通学費補助金の支給に当たり提出を求めている「高等学校通学費補助金通学証明書」は、学校長等の記名押印が必要であるが、この書類の作成を学校に依頼することで、申請者がアイヌであると知られてしまう。定期券等の写しのみを添付させる取扱いとすることはできないか。	不正防止の観点から認められない。
8	バス会社によっては、平日のみ利用可能な定期券と、全日利用可能な定期券を発行しているケースがある。申請者が全日利用可能な定期券に基づき所要額を申請してきた場合、これを認めてよいか。	通常は、平日のみ利用可能な定期券を利用することが合理的かつ経済的な通学方法と推定されるが、部活動の特待生で土日も登校する必要がある場合、私立の高校で土曜日にも授業が行われる場合などは、全日利用可能な定期券の購入経費を補助対象経費として差し支えない。
9	例えば、登校時は自家用車送迎、下校時は路線バス利用の場合で、定期券を利用するよりも回数券を利用の方が安価な場合は、回数券利用に基づく所要額を補助対象とすべきか。	お見込みのとおり。 通学実態を確認の上、合理的かつ経済的な通学方法による補助対象経費を算定すること。
10	中途退学者の場合、最終の通学日は在学証明書の在学年月日から判断してよいか。	在学年月日と最終通学日が異なる場合があることから、実績報告時の申出により、最終通学日を確認すること。
11	夏季は自転車通学だが、冬季は公共交通機関を利用する場合、公共交通機関利用に係る通学費を補助対象としてよいか。	差し支えない。
12	会計年度をまたぐ通学期間の定期券の場合、当該年度の実績額はどのように算出すればよいか。	日割計算によって、当該年度の実績額を算出すること。

5 総合的なことから

照会事項	考え方
1 申請者が交付決定前に自主退学した場合、退学した日までに要した経費について補助金を交付することができるか。	交付決定できない。補助金交付要綱では、交付決定時に「在学」していることが要件となっている。 なお、大学貸付も「在学」が要件となっている(条例第2条第1項第2号)。
2 アイヌ修学資金の補助・貸付は、学生支援機構の奨学金の貸与を受けていないことが条件となっているが、入学支度金については、同様の条件は付されていない。したがって、支援機構の貸与を受けている者であっても、入学支度金については補助・貸付できると解してよいか。	要綱上、入学支度金については、「高等学校奨学会による奨学金…の貸与を受けない者であること」との条件が付されていない。したがって、入学支度金については、補助することができる場合があり得る。 しかしながら、通常の場合、奨学会から借り受けた奨学金の費用充当先は、入学金や制服等、道の修学資金制度の「入学支度金」の対象経費と重複するものと推定されるので、この推定を覆す特段の事情がない限り、「高等学校等進学奨励費補助金交付取扱い要領」第6の規定により、道の修学資金制度の補助対象経費からは外される、と解する。
3 学生支援機構の奨学金等、他に奨学金を受けていないことの確認は、本人からの申告のみでよいのか。	学生支援機構等、奨学金を支給する主体が、外部に個人情報を提供することはできないものと考えられるため、定例業務としては、本人からの申告のみで判断せざるを得ない。 なお、平成26年度から、申出書の様式を改め、学生支援機構の奨学金等を受けている者は、修学資金の補助対象者としての要件を満たさないことを明記した。
4 父親は東京都に単身赴任し、母親と息子は札幌市に在住している。母親にはパート収入があり、息子は札幌市内の大学に通っている。この場合、収入の判定は、母親の収入だけで行うのか。	収入の判定は世帯単位で行う。同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族は同一世帯とする。したがって、この場合は、父親と母親の収入を合算して判定することになる。
5 所得が基準額を超えていたために不交付決定となった者が、年度途中で再び、所得が基準額を下回ったことを理由に交付申請を行った場合は、どのように取り扱うべきか。	6月中旬ないし下旬を申請期限として運用している本制度においては、収入源の変動が予想されることを申請時にあらかじめ申し出ていた場合など、真に止むを得ない場合を除いては、再度審査を行う必要はない。
6 x年度の交付申請に関して、x年1月までA職場、x年2月からB職場に勤務している申請者から申請があった場合、所得の算定はどのように行うべきか。	x-1年の所得証明書によることを原則とするが、転職により収入の変動が見込まれる場合は、B職場における年収の見込をもって、所得の算定根拠とすることができる。具体的な算定方法は、「経済的理由により修学が困難な者」の判断基準”を参照のこと。
7 所得が基準を上回るために申請却下となった事例で、申請者が判定に納得しない場合、「『経済的理由により修学が困難な者』の判断基準」による具体的な算定過程を伝えてもよいか。	差し支えない。
8 「『経済的理由により修学が困難な者』の判断基準」別表第2「特別控除額表」のB「本人を対象とする控除」について、この「本人」とは誰のことか。	修学資金の支給を受けて修学しようとする学生・生徒のことである。
9 通信制の学校におけるスクーリングに関して、地元にも協力校があるにもかかわらず、修学者の都合により遠方の協力校に通うための交通費の申請があった場合はどのように取り扱えばよいか。	スクーリングについては、履修科目の関係で遠方の協力校に通う必要があるなど、合理的な理由がある場合を除き、最も近い協力校までの交通費に限り認める。
10 教材費について、「希望者は購入してください」とされている参考書の購入経費を補助対象としてよいか。	参考書については、学校から一覧等で示されもののうち、1教科1冊までは対象とする。
11 補助申請者である父親が死亡した場合において、会計部門から「個人に支出する補助金については、基本的に“変更”はなく、補助対象から外れた時点で終了である。」との指摘を受けたが如何。	道の補助金交付規則運用方針第4条関係2の(2)には「補助対象事業を第三者に引き継ごうとするときは…事業の廃止の承認を受けさせるものとし、その引継ぎを受けた者は…交付の申請をさせる」とこととされている。 実際の取扱いについては、会計部門に確認の上、事務処理を行うこと。
12 退学の際は、退学日の記載された学校の証明書を提出させる必要があるが、学校が発行する退学証明書以外のもので証することはできるか。	学校が発行する証明書を提出するよう、指導することが必要である。
13 市町村から、経済的困窮者であることのみをもって推薦書を発行してよいかとの問い合わせがあったが、どのように取り扱うべきか。	推薦書は、アイヌの子弟であることを戸籍などにより確認できる場合に発行すべきものであり、今回の場合は市町村では発行できない。アイヌ協会本部・支部から推薦書を発行してもらうなどの対応が必要。
14 実績報告書に添付する領収証書などは、原本とすべきか。	原本を添付するよう指導すること。 ただし、申請者が領収証書を他の手続に使用する必要がある場合は、原本を確認後、申請者に返還しても差し支えない(この場合、写しをとっておくことが必要)。
15 補助指令文に違約加算金についての規定を記載する必要があるか。高校、専修、通学ごとの取扱い如何。	「補助金等に係る標準様式の設定について」(平成21年9月15日付け局総第453号)第1号様式の注7において、間接補助金である場合は違約加算金についての規定は記載しないこととされている。したがって、高校と専修は間接補助(文科省補助事業)なので記載不要、通学は道単事業なので記載要となる。
16 補助対象経費の考え方如何。	基本的には、判断対象となる経費が修学に「必須」であるか否かという観点から判断することになる。 なお、修学に「必須」であっても、次のいずれかに該当すると判断される場合には、補助対象外となる。 ○ 学校施設の建設・維持管理、学校備品に関する経費 ○ 生活関連用品、消耗品 ○ 入会、入部が任意な部活動等に要する経費 ○ 検定料

17	「〇周年事業協賛金」、「特別建築積立金」といった類の経費は対象となるか。	その経費の効用が将来に係るもの、積立金の性格を有するものは、修学旅行に係る積立金を除き、補助対象外となる。
18	学校単位で受験する模擬試験や実用英語検定試験の受験料は対象となるか。	受験が任意の試験、資格取得のため試験は補助対象外となる。
19	心理検査、ステップ検査、進路適性検査、クレペリン検査の類の経費は対象となるか。	「進路指導」に係わる経費と判断されるものであれば、補助対象となる。
20	郵送料、通信費、口座振替料の類の経費は対象となるか。	通信制課程でレポート提出が必須の場合におけるレポート郵送料、対象経費一覧に記載の経費の納入のための口座振替料などは、補助対象となる。
21	通学用自転車の購入費用は対象経費となるか。	公共交通機関に係る経費が補助対象であり、自転車の購入費用は生活関連用品と判断され、補助対象外。
22	同窓会入会金、同窓会費の類の経費は対象となるか。	卒業後の経費である同窓会費は、修学期間外での効用であり、補助対象外。(修学中も入会が必須で、実態として「文化体育後援会費」、「生徒会費」等、対象経費一覧に記載の経費と判断されるものは、修学期間内での効用であり、補助対象となる。)
23	卒業文集、記念品、卒業証書ホルダーの類の経費は対象となるか。	卒業証書と卒業アルバム代以外の卒業関連用品は補助対象外。ただし、卒業証書ホルダーは、卒業証書と一体のものとして、補助対象とする。
24	礼拝ノートは対象経費として認められるか。	宗教の授業に必須であれば補助対象となる。
25	スキー授業が必修の場合において、スキー、スキーウェアの購入費用は対象経費となるか。	生活関連用品と判断されるため、補助対象外。
26	生徒手帳、身分証明書、写真代の類の経費は対象となるか。	生徒証関連(手帳やその写真等)は2年生以降は、授業料等と判断され補助対象となる。(毎年度、発行が必要なケースあり。)
27	教育充実費(実習費、教材費、外部講師費用、宿泊研修補助)、遠足費の類の経費は対象となるか。	実習費等や宿泊学習代と判断されるものは、補助対象となる。
28	電子辞書の購入費用は補助対象経費として認められるか。	学校から必須又は「推薦辞書」として認められているものである場合は、補助対象となる。
29	単に色のみ指定された靴(「黒い靴」など)の購入を義務づけられた場合、その購入費用は補助対象経費として認められるか。	単に黒色としか指定のない靴は、生活関連用品と判断されるため、補助対象外。
30	学校から「図書費」の納入指示があった場合、その費用は補助対象経費として認められるか。	学校の施設や備品、維持管理に関するものは補助対象外。
31	学校からパソコンの購入を斡旋された場合、パソコン及び周辺機器購入費用は補助対象経費として認められるか。	斡旋、推奨等があっても、原則としては生活関連用品と判断し、補助対象外。但し、学校指定であり通知等により修学に必須であることが確認できる場合は、補助対象として差し支えありません。
32	環境衛生費、保健衛生費の類の経費は補助対象経費として認められるか。	施設や設備等ハード面の清掃・メンテナンスに係るものは補助対象外。
33	前年度退職金を受領し、現在は新しい職に就き収入を得ている者について。退職金を総所得に含み経済判定するべきか？(判断基準4ーアでは退職金についての言及はなく、傷病手当金「等」とある。)	含まずに経済判定を行う。 これは、日本学生支援機構の貸与型奨学金での経済判定の考え方に準じている。(傷病手当金「等」の「等」には、退職金は含まないことを学生支援機構に確認した) 退職金を総所得に含み経済判定を行う。 (日本学生支援機構の貸与型奨学金での経済判定の考え方に準じている。)
34	補助金を受けている者(保護者)が転居するが、子どもは現地に残留する場合、補助金の申請書類は転出前・転出後どちらの振興局に提出するべきか。	引っ越しが「単身赴任」か「世帯全員を伴う引っ越し」かによって異なる。単身赴任であるならば、引き続き転出前の振興局へ提出する。世帯員全員を伴う引っ越しであれば、転出後の振興局に提出することが適当と考える。
35	違約延滞金について、納入期限日からの経過日数に応じて計算したところ、100円未満となったが、金額にかかわらず徴収することによりか。	金額にかかわらず徴収すること。
36	貸付期間の延長について、病気や災害など、やむを得ない理由が認められる場合は、貸与延長申請時に休学届が提出されていたかを確認する必要があるとされているが(手引きP3)、休学期間がない場合は、延長できないという解釈になるのか。	原則、手引きのとおり扱うことになる。ただし、医師から出された診断書や、市町村が出す被災証明証等で確認するなどし、やむを得ない理由を確認できる場合は、この限りではない。